

大雪による災害に関する対応について

今般の大雪により被害を受けられました皆さまに対しましては、心よりお見舞い申し上げます。

さて、今回の大雪による被害を受けられましたむつ市および横浜町にお住まいの方に対し、当行では以下のとおり対応いたしておりますので、ご案内申し上げます。

- 1．預金証書、通帳を紛失された場合でもご本人様であることを確認して払戻しいたします。
(ご本人様確認資料をできる限りお持ち下さい)
- 2．お届けの印鑑を紛失された方は、拇印にて対応いたします。
- 3．定期預金等の期限前払戻し、またはこれを担保とするお借入もご相談下さい。
- 4．今般の災害による障害のため、支払期日が経過した手形については、関係金融機関と適宜話し合いの上、取立の対応をいたしますので、ご相談下さい。
- 5．今般の災害における手形の不渡処分については、ご事情を考慮の上対応いたします。
- 6．汚れた紙幣の引換えについて対応いたします。
- 7．国債の買取・中途換金についてもご相談下さい。
- 8．災害の状況や応急資金の需要等を勘案して、審査手続きの簡便化、貸出手続きの迅速化、返済方法の見直し等、被害を受けられました皆さまの便宜を考慮した適時的確な対応をいたします。
- 9．復旧に向けてのご融資、返済方法の見直し等のご相談は、各本支店窓口にて承ります。

以上